

令和8年度地方公会計システム保守等委託業務 一般競争入札参加者の心得

高知県総務部財政課

令和8年度地方公会計システム保守等委託業務の一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県契約規則（昭和39年規則第12号）その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

1 入札の一般的注意

- (1) 入札執行の時刻までに必ず出席すること。
- (2) 入札を辞退する場合は、事前に連絡すること。
- (3) 入札者は入札参加者、又はその代理人とする。
- (4) 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
- (5) 入札執行中は、入札者間の私語及び不必要な立席を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札を辞退したものとして取り扱うことがある。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札書についての注意

- (1) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。
- (2) 入札書の住所氏名は、法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印すること。代理人入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所及び氏名を記入し押印すること。
- (3) 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペンで記入し、頭書に¥の記号を付記すること。また、1円未満の端数をつけることはできない。
- (4) 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- (5) 入札書の記載事項のうち、金額以外について訂正又は字句を挿入したときは、必ず訂正箇所又は余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
- (6) いったん投かんした入札書は、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

3 無効の入札（入札書が無効となる場合）

- (1) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
- (2) 入札者の記名及び押印を欠く入札
- (3) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- (4) その他入札に関する諸条件に違反した入札

4 失格の入札（入札者が失格となる場合）

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 所定の入札箱に投かんしなかった入札
- (5) 明らかに談合によると認められる入札

5 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下の価格で入札をした者のうち最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。入札者は当該くじへの参加を辞退することができない。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。再度入札は2回まで行う。
- (4) 入札を辞退した者及び入札の結果失格となった者は再度入札に参加できない。
- (5) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随時契約の折衝を行うことがある。